

## 1 業務名

首都圏シティプロモーション業務

## 2 業務目的

札幌市の人口は減少局面を迎えており、今後は長期的な視点で人口減少の緩和に向けた取組を進めることが必要とされている。一方、コロナ禍において移住やテレワーク等、働き方に対する国民の意識・行動は変化してきたと言われており、都会から地方へひと・しごとの流れを生み出すことが期待されている。

このような状況を踏まえ、本業務は、首都圏において20代半ば～40代半ばをメインターゲットとしたシティプロモーションを実施することにより、本市への興味・関心を引き起こすとともに、札幌にゆかりのある方や札幌に関心があり札幌を応援するいわゆる「さっぽろファン」のすそ野を広げ、人的ネットワークの創出と拡大を促進することを目的とする。

## 3 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

## 4 業務内容

### (1) さっぽろファンのネットワーク拡大

さっぽろファンを創出するため、札幌の良さを体感し、魅力を感じていただくイベントを開催しキャンペーンを展開する。また、イベント開催に合わせ、さっぽろファンのためのSNSアカウントを開設し、イベント開催後も継続してネットワークを維持し、情報発信や関係構築ができる環境を整える。

#### ア (仮) SAPPORO SMILE FES/WEEKの開催

- (ア) 3～5日間程度の札幌の魅力を伝えるイベントを企画立案し、集客・運営を本市と協力して実施すること。なお、メインターゲットに訴求する札幌のイメージにふさわしい魅力的な会場を設定すること。業務委託期間中の開催時期は問わない。
- (イ) 札幌・北海道の物産やふるさと納税返礼品の販売、札幌・北海道の食材・商品等を取り入れた飲食メニューの提供などの飲食・物販を行うこと。なお、売上は受託者の収入とすることを妨げない。
- (ウ) 現在の札幌をより良く伝える併催イベントやPR展示を実施すること。札幌ゆかりのゲスト出演を行うなど、さっぽろファンに訴求する臨場感溢れる内容とすること。
- (エ) 一定規模の集客を達成するため、効果的な広報・プロモーションを実施すること。
- (オ) 会場デザインやレイアウトなどの詳細は、委託者と事前に協議すること。
- (カ) 来場者数のカウントやSNS登録者のカウントなどの効果測定を行うこと。

#### イ SNSアカウントの開設と活用に係る提案・助言

- (ア) 首都圏におけるさっぽろファンへの情報発信を行うため、SNSアカウントの開設を行うこと。開設後の運用は本市が行うことを想定しており、ランニングコストが抑えられる種類を選定すること。
- (イ) 業務委託期間中の運用にあたって、本業務での実施内容に係る素材提供等発信に係る支援と発信方法や運用面での助言を行うこと。
- ウ メディアリレーションの実施
  - (ア) 潜在的なさっぽろファンの掘り起こしに繋がるよう、首都圏の各種媒体に対し、札幌の現在を伝えるプレスリリースの作成、配信を行う。
- (2) 札幌暮らしの魅力PR動画の制作
  - ア 移住に特段の関心のない層に対し、札幌の暮らし・ライフスタイルのイメージを伝え、関心を持ってもらうことを目的としたPR動画を制作する。
  - イ 紅葉やウィンタースポーツなど、札幌の秋、冬の生活の特徴的な魅力を訴求する動画2種以上を制作すること。動画素材は新たに撮影することを基本とするが、必要に応じて権利上制約のない動画素材を使用することを妨げない。
  - ウ 上映場面は、街頭ビジョン、SNS（前述のイ、YouTube等）を想定していることから、適切な動画の画角・尺を設定すること。画質のクオリティはハイビジョンとする。
  - エ 編集前の動画素材を提供すること。
- (3) 首都圏での札幌のプロモーションに活用するノベルティの企画・制作
  - ア 札幌をイメージ・連想させるデザイン性の高いものとする。
  - イ 環境に配慮したものとする。また、汎用性が高く、様々な場面で使用できるものとする。
  - ウ 数量は1,000個以上とする。
- (4) 首都圏における物産展等各種PRイベントへの出展支援
  - ア 本市が民間事業者・他自治体・団体等との連携により、物産展等PRイベントへ出展する際に、ブース装飾、PRグッズの制作、運搬など出展に係る側面支援を行う。
  - イ 委託期間内で6、7回程度を想定している。
- (5) その他
  - ア 打合せ
    - 受託者は、業務の着手に当たり打合せを行い、また業務中にも必要な協議・報告を行い、目的達成に努めること。
  - イ 資料等の収集
    - 本業務の遂行上必要な資料、情報等は、原則として受託者が収集すること。ただし、本市が保有しているもので本業務の遂行に必要な資料等は貸与する。
  - ウ その他必要な支援
    - その他、本事業の実施に当たり必要となる各種助言や、情報提供などの支援を行う。

## 5 予算

総額 13,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、予算配分の内訳は、4-(1)-アについて6,000千円程度を想定しているが、業務目的の達成のため、必要に応じ項目ごとに予算を増減して提案して差し支えない。

## 6 成果品

受託者は、業務完了後速やかに業務完了届のほか、下記の成果物を本市が指定する場所へ納品すること。詳細は、本市と十分に協議し決定すること。

- (1) 実績報告書 一式
- (2) 制作動画・素材 一式
- (3) ノベルティ 一式

## 7 その他

### (1) 実施内容の変更

提案にあたっては、実現可能性の高い企画を提案すること。なお、提案を行った企画が実現できなくなった場合は、その企画と同等の企画を実施すること。

また、業務の実施にあたっては、札幌市東京事務所と協議し、承認を得ることとし、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。

### (2) 著作権等への配慮

著作権、肖像権、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。また、本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

なお、受託者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む。）

### (3) 協議の実施

本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、札幌市及び受託者双方の協議により処理する。

### (4) 情報資産の取り扱い

業務上知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないよう注意すること。また、札幌市又は札幌市の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ札幌市の承諾を得たものについては、この限りではない。

### (5) 関係規定等の遵守

本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守すること。

### (6) 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。